

第4章 申請手数料

開発許可等の申請に当たっては、松伏町手数料条例別表に定める手数料を、納入します。
手数料の額は次のとおりです。

1 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項、同条第2項）

開発区域の面積 (ヘクタール)	予定建築物が 自己の居住の用に 供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が 自己の業務の用に 供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1以上 0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3以上 0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6以上 1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0以上 3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0以上 6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0以上 10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

変更理由		手数料
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の合算額 (ただし870,000円を超えない範囲とする。)
(2) 新たな土地の開発区域への編入による変更(法第30条第1項第1号～第4号)	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
(3) その他の変更	10,000円	

その他の変更には次のようなものがあります。

- (1) 予定建築物の用途の変更
- (2) 資金計画の変更
- (3) 工事施行者の変更

3 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項・法第35条の2第4項）

手数料	46,000円
-----	---------

4 予定建築物以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項）

手数料	26,000円
-----	---------

5 建築行為等許可申請手数料（法第43条第1項）

敷地の面積（ヘクタール）	手数料
0.1未満	6,900円
0.1以上 0.3未満	18,000円
0.3以上 0.6未満	39,000円
0.6以上 1.0未満	69,000円
1.0以上	97,000円

6 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール未満）	1,700円
自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール以上）	2,700円
その他のもの	17,000円

7 開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第47条第5項）

用紙一枚につき	470円
---------	------

8 適合証明書の交付申請手数料（省令第60条）

手数料	6,000円
-----	--------

なお、「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を行う者が自らの生活の本拠として使用する住宅という趣旨ですので、当然自然人に限られます。そのため、例えば、会社が従

業員宿舎の建築のために行う開発行為や組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建築のために行う開発行為等は、これに該当しません。

「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物等において、継続的に自ら使用し、自らの業務に係る経済活動が行われることであり、文理上、住宅を含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建築又は宅地造成のための開発行為は該当しないほか、貸事務所、貸店舗等も該当しません。これに対し、ホテル、旅館、結婚式場、工場、協同組合が設置する組合員の事業に関する協同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当することになります。

○「自己の業務の用に供されるもの（自己業務用）」の例

ホテル、旅館、結婚式場、工場、協同組合が設置する組合員の事業に関する協同施設、企業の従業員のための福利厚生施設、遊園地、動物園、ゴルフコース等

○「その他（非自己用）」の例

従業員宿舎、分譲住宅、賃貸住宅、貸事務所、貸店舗、墓園等